

学校いじめ防止基本方針

豊中市立新田南小学校

平成26年(2014年)4月1日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の教育理念を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性の育成に努める」を教育目標とし、その達成のため日々の教育活動を行っている。日々、子ども一人ひとりと向き合い子どもの様子をつぶさに見るとともに、学校としての方針や取組みを見直を行っている。こうした本校の取組みを継続しつつ、改めて、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、すべての教職員が組織的・計画的にいじめ防止に取り組む学校体制を構築するために、本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ・不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導担当者、各学年代表、養護教諭、専科、支援学級担任

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を含む

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ不登校対策委員会は、基本的には月1回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処が不十分なケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

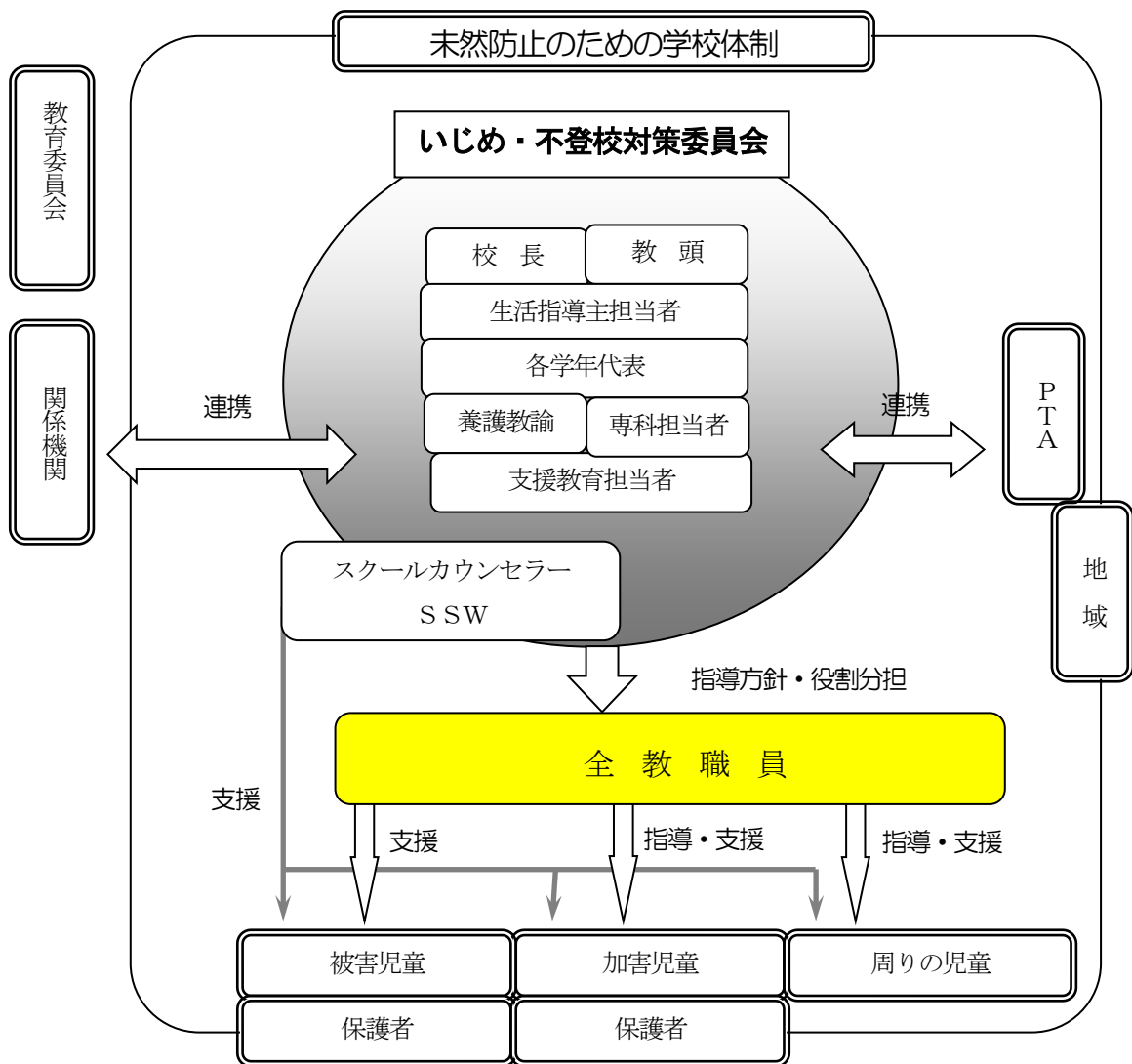
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校においても、「いじめ未然防止」の取組みを学校全体で組織的にそして総合的に行うことが重要であると考え、一人ひとりの子どもにとって「居場所」があり、安心・安全に主体的に活動できる学校づくりを行っていかうと考えている。「いじめ未然防止」のための体制を以下に示す。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からすべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができる、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが重要である。教職員が子どもの変化を見逃さない洞察力を持ち、子どもたちとふれあい、対話する関係づくりを行い、子どもたち一人ひとりとの信頼関係づくりに努めることが、いじめ防止につながる。また、いじめについての共通理解を図るため、教員同士の信頼関係づくりに努める。

また、子ども同士が互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らがづくりだしていくことを大切にする。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活

動などの推進により、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に日常の働きかけ、すなわち未然防止の取組みを行うことが最も有効であることを認識しなければならない。

具体的には、分かりやすい授業づくりを進めることが求められる。児童が主体的に学ぶために、児童がお互いの考えを出し合い児童同士で考えを深めようとする授業づくりに努める。こうすることで、自分の考えとは異なる他の児童の考え方をわかろうとし、お互いの考えを認め合うことにつながっていく。また、教員がお互いの授業を参観しあうこと、研究主題を決め主体的な学びをつくらうとすることで、児童の興味・関心は深まり、理解へとつながっていく。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、その基盤となる学級集団づくり・授業づくりを丁寧に行うことが重要である。また、学校行事での児童の活動を改めて見直し適切な取組みにしていく努力を継続的にしていくことも必要である。

友人関係にかかわる嫌な出来事や人に負けたくないという過度の競争意識、学習にかかわる嫌な出来事等のストレスを生まない学校づくり、授業づくり、集団づくりを進める中、ストレスに適切に対処できる力を育むことで、児童には少しのストレスには打ち勝つ自信が生まれ、他者の尊重や感謝の気持ちを高めることで、コントロールできる力を生み出すことができる。

また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うことが重要である。「子どもは、いじめたりいじめられたりする中で育つ」「いじめられたおかげで強くなる」という考え、あるいは、「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじている児童やまわりで見えたりはやし立てたりしている児童を容認することになりかねない。障害をもつ児童についての理解を深めることも求められる。全教職員で意見交換や研修を行い、常にいじめ対策の原点にたち、認識や言動を振り返ることが必要である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むためには、成功体験や社会体験や交流体験が重要になる。他の児童や大人との関わり合いを通して児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を獲得していくことができる。

- (5) 発達段階に応じて、いじめ問題を自分たちの問題であると受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できるような働きかけを行う。児童が自らいじめについて学び、取り組むためには、このような視点で教職員が児童を支える意識を持つことが必要である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

児童のささいな変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先に延ばしたりすることは絶対に避けなければならない。そのためには、気になる変化が見られた、気になる行為があった等の場合、内容をメモし教職員がいつでも共有できるようにし、必要に応じてケース会議等を行う。早期発見、早期対応が可能な体制をつくらなければならない。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 普段から児童の生活の実態把握のために、定期的なアンケートを実施する。また、定期的な教育相談を行う。日常の観察として授業で発言の様子を観察すること、休み時間や給食・清掃の時間等の様子を観察することが重要である。また、教職員と児童との間で交わされる日記や自主学習ノート等も活用する。保健室や専科担当者や支援学級担任等、担任以外の教職員からも情報を収集する。このような取組みを意識的に積極的に行っていく。
- (2) 保護者と連携して、家庭で気になることはないか把握する。積極的に児童を見守るため、保護者からの相談を受け入れる体制や地域の方からの情報も知らせていただける体制をつくる。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制づくりのため、複数の相談担当者を児童に知らせる。また、保健室の利用も呼びかけや相談電話の存在も知らせる。
- (4) 学校だより、学年だより、PTA広報誌、HP等により、相談体制を広く周知する。また、懇談会、家庭との連絡帳、PTA運営委員会・総会、学校教育自己診断等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報の対外的な取扱いについて、その方針を明確にし、主体である児童やその保護者の了解のもと、慎重かつ適切に行う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象そのものを見つめ直し、教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

別添1

4 年間計画

主な取組み	
年間を通じての取組み	<p>生活指導部での情報共有 職員朝会での情報共有 「学校いじめ基本方針」の共有 いじめ不登校委員会（月1回開催） 人権教育推進部会での児童の状況の把握、対応 各学年公開研究授業を通じての、児童の実態の把握、見えてきた課題への取組み 仲よし学級による交流（異年齢児童による交流） 縦割り清掃による交流 給食準備、清掃時の1年生教室への6年生の応援による交流 地区児童会の活性化、週初めの地区ごとの集団登校 児童朝会の充実（各学年ごとの取組みの発表の場、クラブ活動の発表の場） 音楽朝会の充実</p>
4月	<p>保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 児童個人カードにより把握された児童の状況の集約 学年間の児童の状況の引き継ぎ 学年・学級開きの取組み 幼小中の連携 保護者との学級懇談での児童の状況の把握</p>
5月	<p>PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 学校生活アンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取組み 参観授業・学級懇談での保護者との児童の実態についての共通理解 校外学習の取組み 6年修学旅行の取組み</p>
6月	<p>個人懇談会での児童の状況の把握 学校生活アンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取組み 人権教育課題についての研究授業・全体会（高学年）</p>
7月	<p>5年林間学舎の取組み 各学級での1学期の振り返り いじめ・不登校状況の把握（市教委報告）</p>
8月	<p>人権研修会・学校教育課題解決に向けた研修会・全体会開催 必要な児童の家庭との連携 開放プール等での児童の状況把握 HP公開</p>
9月	<p>保護者や児童への相談窓口再周知 学級懇談での夏季休業中を含めた児童の状況の把握 転入生の状況把握、集約 2学期学年・学級開きの取組み 運動会の取組み学校生活アンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取組み</p>
10月	<p>校外学習の取組み 人権講演会の開催（地域・保護者向け）により児童の状況やその対応を学ぶ 幼稚園・保育園訪問等による連携 人権教育課題についての研究授業・全体会（低学年）</p>
11月	<p>学習発表会の取組み 個人懇談会での児童の状況の把握 学校生活アンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取組み</p>
12月	<p>各学級での2学期の振り返り いじめ・不登校状況の把握（市教委報告） 小中交流会での取組み</p>
1月	<p>保護者や児童への相談窓口再周知 転入生の状況把握、集約 3学期学年・学級開きの取組み マラソン大会の取組み 地域学習の充実、地域の方との交流</p>
2月	<p>参観・PTA総会での説明 学級懇談会での児童の状況の把握 学校生活アンケート実施・回収、結果に基づくいじめ事案への取組み 学年・学級しまいでんの取組み 幼小中学校の連携</p>
3月	<p>卒業式の取組み 各学級での1年間の振り返り いじめ・不登校状況の把握（市教委報告） 全教職員による取組みの振り返り 次年度への引き継ぎ 中学校への引き継ぎ</p>